

柿本人麻呂の終焉と律令：  
初期律令国家理解への一視角 (三)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森田, 悌 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/23395">http://hdl.handle.net/2297/23395</a>

# 柿本人麻呂の終焉と律令

—初期律令国家理解への一視角（三）—

森 田 悌

## The Death of Kakinomoto-no-Hitomaro and Ritsu-ryo

Tei MORITA

(1)

私は前稿「初期律令国家理解への一視角(一)、(二)」において日本古代における律令編纂の問題をとりあげ、中国法に依りつつ古代国制を整える努力の一端について触れてみた。小稿では八世紀初における律令施行の問題に論及することを意図し、近年話題になることの多い柿本人麻呂の終焉をとりあげてみたい。

(2)

人麻呂の終焉を論ずる前にその生年や身分に触れておきたいが、『日本書紀』や『続日本紀』にその名前をみることができず、『万葉集』の和歌ないし簡単な題詞・左注のみが根本資料という限界があり、確実なところは殆んど判っていない。持統・文武朝に作歌していることから七世紀の中ごろには出生しており、八世紀初に死去したのであろう、という程度のことしか判らないのである。因みに『万葉集』に採られている年紀の知られる人麻呂歌の最初は持統三年草壁皇子の死を悼んだ挽歌(167)であり、最後は文武四年に薨去した天智の女である明日香皇女の挽歌(196)である。『万葉集』における歌の配列を根拠に、大宝から和銅にかけての作歌活動を確認できるとの立場から、賀茂真淵は万葉巻二において、後引する人麻呂の死に関係する歌が和銅元年六月に亡くなった天武の女である但馬皇女の死に触れた穗積皇子の歌よりもあとに置かれていることと、人麻呂の死がらみの歌の直後に寧楽宮という標が置かれ和銅四年の年紀をもつ他人の歌が配置されていることより、和銅の始めごろまで存命していたと考え、<sup>(1)</sup> 斎藤茂吉は慶雲四年のころ疫病が流行していた

ことを根拠にそのころ疫病にかかり死去したと考えている。<sup>(2)</sup> 真淵と茂吉の推測はそれなりの興味深い考案となっているが、人麻呂死関係の歌前後における『万葉集』歌の配列が整った年紀順となっているとは言い難いことから、真淵説に根拠ありといえず、茂吉説は『続日本紀』の疫病記事を脈絡なしに人麻呂死に結びつけた推案に過ぎず、論理的な所説とは言難い。佐々木信綱『万葉辞典』では「没年は藤原時代の末か、奈良時代の初」という曖昧な説を述べているが、和銅三年の奈良遷都前後とするあたりが妥当なようである。尤も根拠らしい根拠はない。

死没時の人麻呂の年齢も、生年が不祥のこと故よく判らない。賀茂真淵は人麻呂が持統朝のころ二四、五歳の舎人として出仕していたと推測し、それより和銅の初めごろ四四、五歳とみ、茂吉もほぼ同様の説を述べているが、根拠ありとは言えないだろう。梅原猛氏は持統朝において草壁皇子の挽歌を作ったころの人麻呂を壮年期にあったとみ、『続日本紀』和銅元年四月廿日条に卒死の記事がみえる柿本佐留と人麻呂とを同一人物と見得るとの立場で、真淵や茂吉の推定より十〜二十歳ほど長命であったと推測し、六十余歳で死亡したと論じている。<sup>(3)</sup> 真淵・茂吉の所説が多少相異しているにしても四十代で亡くなったと考えている点で違いがなく、従来この所見が通説化してきていると言ってよいのであるが、梅原氏説はかかる通説的見方と大分違っていることになる。梅原氏説も人麻呂死亡時を和銅初年としている点で通説に一致しているが、佐留・人麻呂同人説や没時六十余歳まで生きたとする点で、頗る特異な主張となっ

ている。梅原氏の、人麻呂が持統朝のころ壮年期であったとする所見の論拠は、持統三年に人麻呂が作った草壁挽歌が当時の政治情況を適確に把握した内容となっているので、若年の舎人ではあり得ず、政界にそれなりの地歩を占める壮年期の政治家としか考えられない、ということである。

没時の人麻呂の年齢がどうであったかは、草壁挽歌を作ったころの人麻呂が二十代の舎人であったか、それともかなり高位の壮年政治家であったかという問題に進展しているのだが、人麻呂の身分ないし官界におけるあり方について真淵は、草壁皇子ないし高市皇子の舎人を勤めその後六位以下で終始し、石見国の掾か目クラスで亡くなったと推測し、かかる理解は茂吉の採るところであり最近の中西進氏編『万葉事典』においても「皇子文学園の文人歌人の一人であったと見られる。(中略)下級官人として地方へ下向したと思われる。石見国で死んだ折、『死時』とあり六位以下の官人であったか」と説かれており、通説的理解となっていると言っただろう。

真淵以来の人麻呂舎人説は、人麻呂が作った草壁挽歌に、

皇子の官人、行方知らずも、

とあり、高市挽歌に付された反歌に、

埴安の池の提の隠沼の、行方を知らに、舎人はまとふ (201)

とある、皇子の死後呆然としている官人・舎人を人麻呂にかさねあわせて理解できる、ということに依拠している。これに対し真淵に先立つ契沖は、人麻呂は官人・舎人ではなく第三者として舎人の嘆きを歌っていると解し、かかる理解が梅原氏のとるところとなっているのである。「官人行方知らずも」ないし「舎人はまとふ」の解釈に二様の説が出されていることになるが、私見によれば、一案として作者が官人・舎人らの行動を客観的に外部から見てると解し得るにしても、そうでなく作者を舎人と仮定しても不都合はないのではなからうか。皇子の多くの舎人のうちの一人が他の舎人の振舞をみて「官人行方知らずも」「舎人はまとふ」と歌うこ

とは、十分にあり得ることと考える。

天平十六年に安積親王が亡くなった時親王の許に出仕していた大伴家持は長歌を作り、

白栲に、舎人装ひて和豆香山、御興立たしてひさかたの天知らしぬれ、こいまろび、ひづち泣けどもせむすべも無し (475)

皇子の御門の五月蠅なす、騒ぐ舎人は白栲に、服取り着て (下略) (478)

と歌っている。当時家持は天皇の近側で雑務に当る内舎人に勤務しており、安積親王家の舎人(帳内)ではないが、内舎人勤務の傍ら親王家に出入し、その家人の様な立場にあったとみてよいだろう。私には、親王家舎人と一体となって家持も動揺した状態にあったとみてよく、こひまろび泣いている舎人像は家持自からの像と言っただろうと思われる。家持が第三者の立場で客観的に親王家内の騒動を眺め歌ったというのではなく、自からその騒動の中に身をおき歌ったとみて、家持の主人親王の死を嘆く気持が伝ってくるのではなからうか。私は、草壁挽歌ないし高市挽歌の「官人行方知らずも」「舎人はまとふ」という文言も、安積親王挽歌の舎人に関する文詞同様に、舎人である作者が先行き判らずまどう他の舎人と一体となって、その間の思いを歌ってると解すのである。

草壁挽歌が一介の舎人が作ったにしては当時の政界状況を余りに鋭く反映している、という梅原氏の論点については、一介の舎人に政界状況の判断がつきかねるという断定が一の仮説ないし思いこみであり、かかる命題の成立如何が妥当か否か要検討課題だと考える。梅原氏は、草壁挽歌は持統朝において成立しつつあった天皇イデオロギーを読みこんでおり、後代の東宮大夫、文章博士のような役職のものでなければできないことだと論じ、更に舎人級の軽い身分のものでは人麻呂が行っている如き天皇の吉野行幸に扈從したりその御前で歌をよむなどということは殆ど考えられない、と主張している。律令官制が整備された下での舎人は、若い官人の子弟で編成され、謂ば官人見習い中のものという性格が濃厚である。しかし白鳳時代ということを見ると、天皇や皇親に奉仕する舎人は

官人見習いというより、文字通りの側近グループを意味し、枢機に参画することもあった。後代の蔵人に通じる性格をもつ場合があったと言ってもよいだろう。壬申の乱の時天武の側近にいた舎人らの活躍が著しいが、この人たちは貴人の雑使に従うとともに帷幄にいて諮問に応ずることもある、頼りになる臣下・家臣であった。『古事記』撰上に力があつた舎人稗田阿礼

関し同書序に、  
(天武朝)  
 時に舎人ありき、姓は稗田、名は阿礼、年はこれ廿八、人と為り聡明にて、目に渡れば口に誦み、耳に拂るれば心に勸しき、すなはち阿礼に勸語して帝皇日継及び先代旧辞を誦み習はしめたまひき、  
(元興朝)  
 (中略)和銅四年九月十八日をもちて、臣安万侶に詔りして、稗田阿礼の誦む所の勸語の旧辞を撰録して献上せしむてえり、

とあり、天武天皇の時『古事記』の撰上という大事業に参画したことを明示している。舎人を専ら身分の低い雑事奉仕者とみている梅原氏の理解は、白鳳時代という歴史環境を考慮すると誤りと言わざるを得ず、舎人である人麻呂が天皇制イデオロギー絡みの歌を作ったり天皇の行幸に従い御前で歌をよむことがあつても不思議でないと考えられる。

晩年に至っても下級国司クラスであつたとする真淵以来の通説は、正史にその名前がみえないことを論拠にしているが、これに對置する梅原氏説では、既述した如く人麻呂=佐留(卒時従四位下)を言い、高官説を述べていた。直接的には『古今集』仮名序の、

かのおほむ時(ならの御時)に、おほきみつのくらゐ、かきのもとの人まろなむ、うたのひじりなりける、

同書真名序の、

柿本大夫

を根拠とし、人麻呂は正三位であつたと主張し、大夫=中宮大夫ないし東宮大夫ではなかつたか、との推測を行っている。下級官人で終始したか上級官人であつたかは二律背反事項であり、一方が成立すれば他は成立しない。私は矢張り、通説が論拠としている、高官ならば正史に

名が出てくるであろうという命題は否定し難く思われ、正三位説は不審な伝承と言わざるを得ず、敢えて憶測すれば、歌聖であるという伝承から派生した誤伝ということで説明がつくのではなかろうか。歌聖であるならば六位以下ではあり得ず正三位であつて当然という見方からの所産とみるのである。『古今和歌集目録』では人麻呂について、

以年々叙位徐目、尋其昇進、無所見、  
 としているが、正にその通りで、正三位説は人麻呂に関する官位資料がないことを奇貨として案出された浮説であると考えられる。また柿本大夫の大夫を職の長官とするのも甚だ異例の解釈で、通常は五位以上の官人に付される敬称であり、人麻呂を五位以上の通貴とする伝承も正三位説同様の誤伝とみてよい。

以上真淵以来の通説ないし梅原氏説を紹介し私見を述べてきたが、結論として私は、人麻呂を上級官人とみるのは困難で、六位以下の下級官人であつたとみてよく、持統朝において舎人であつたということを経験的に論証することはできないにしても、皇親の近側にいて頻りに挽歌を作っていることなどから、皇子女の舎人であつたとみて不都合はなく、その可能性は大きいと考える。石見国で死去した時の身分が何であつたかも確かなところは判らないが、下級国司=掾・目級であつた蓋然性は大きいとみてよいと思う。

### (3)

前節で通説では、人麻呂が晩年のころ石見国の下級国司であつたと考えていることを述べたが、終焉に関し茂吉は石見国における病死を考え、他に水難による事故死等が想像されているが、比較的真数を費やしている茂吉の考案にしても既述した如く根拠を欠いており、いずれも依拠するに足る所説とはなっておらず、論者の思いつきを記す以上の筆致ではない。かかる研究状況下で梅原猛氏は従来の通説と大きく異なる人麻呂流刑死説を詳細に展開したのである。即ち氏は、前節で触れた如く人麻呂高位高官説を述べ、持統女帝ないし草壁皇子の秘書官長の如き役職に就いていたとみ、当時の権臣藤原不

比等がめざす律令官僚制支配の強化と馴染まないところがあり、不平等が自己の権力固めや奈良遷都強行のために人心収攬を意図し人麻呂をスケープ・ゴートに仕立てあげ、罪人→流刑→水死刑へと追いやった、と論じている。そして和銅元年四月壬午紀に卒伝のみえる従四位下柿本佐留が人麻呂と同一人物としたのである。梅原氏によれば、人麻呂は持統女帝によりサルと改名され、追放されたのだという。甚だ意表をつく所説であるが、梅原氏の論述には会得し難い点が余りに多すぎるように思われる。

人麻呂を罪人の故に改名したとすれば、  
(頭)クナ(頭)ダブレ・(麻呂)キタナマロ・(漢虫)サムシの如き侮蔑の意味をこめた名前にかえることが考えられるが、サルは十二支の一であり、申年生まれの人に付けられて不思議でない名前である。実例に許勢臣猿・紀朝臣猿取があり、八世紀戸籍に佐留・申売・申麻呂・猿売といった名前を散見する。かかる例の存在から人名サルに軽侮の意味が込められていたとは考え難く、寧ろ野生の智慧も力もある猿にあやかってつけた好しい名前とみるべきであり、佐留を良からざる方向へ改めた名とする梅原氏説は謬であろうと思われる。また柿本佐留が刑死にあったとすれば『続日本紀』死亡記事に「佐留卒」と記されているのは、不自然と言わざるを得ない。卒という文字は五位以上という一定の高位身分のものの死を表現する時のもので、敬意を含んだ用字なのである。罪人とされた大伴家持の死について延暦四年八月庚寅紀に、

中納言従三位大伴宿祢家持死、

とある如く、六位以下庶人や罪人の場合死という文字を使うのが通例である。更に入麻呂＝佐留とするならば、梅原氏が信拠する『古今集』仮名序には人麻呂正三位とあるのに対し、『続日本紀』の佐留は極位従四位下という喰いちがいが生じることになり、説明に苦しむことになる。かく考えることから、人麻呂＝佐留説は明白な謬見である。

人麻呂＝佐留刑死説は以上の叙述から否定されることになるが、人麻呂刑水死説は猶、検討する必要がある。ここで人麻呂が死没した当時

の死刑執行手続ということになると、その死が和銅初年かどうかは兎も角八世紀の前半であることが確実であるから、大宝律令の規定により執行されたとみてよい。刑の種類を決めているのは名例律で、大宝律は残っていないが、養老律では苔・杖・徒・流・死の五刑を定め、死刑は絞・斬からなっていた。大宝律の刑名規定を示唆する史料に『名例律裏書』の文章があり、次の通りである。

古答云、名者、五刑之罪名、苔杖徒流死是也、

古答は大宝律の注釈書と考えられるので、五刑規定が大宝律にあったことは確実であり、大宝・養老律の母法たる唐律においても五刑を定め死刑は絞・斬なので、大宝律も死刑＝絞・斬であったとみてまず誤りない。私は八世紀前半に入麻呂が刑死に処されたとするならば、水死刑というような形態ではあり得ず、絞・斬のいずれかにより処刑されたとしか考えられないと思う。梅原氏は人麻呂刑死の様子を、

詩人（人麻呂）は舟にのせられて海に投げられたのであろう。ひょっとしたら、詩人の首には重い石がつけられていたかも知れない（中略）。詩人は悲鳴をあげて海に落ち、その姿はたちまち波間に沈んで見えなくなったのであろう。（中略）舟は詩人を一人海の中におきざりにしたままで、やがて帰ってきた。

と描写している。甚だドラマチックな情景であるが、想定される人麻呂死亡時という時期を考えれば、かかる刑死手続を考えることは不可能である。付言すると、死刑執行のあり方について養老獄令大辟条に、

凡決大辟罪、皆於市、五位以上及皇親、犯非惡逆以上、聽自戕於家、七位以上及婦人犯非斬者、絞於隱處、

同五位以上条では、

凡決大辟罪、五位以上者、在京者、刑部少輔以上監決、在外者、次官以上監決、余並少輔次官以下監決、

と規定している。両条ともに八世紀前半に行われていた法ではないが、上引二条に類似する規

定が唐獄官令に見出され、紅葉山本令義解書入れ古記から養老大辟条ないし五位以上条相当の大寶獄令文の存在を確認できるので、養老令制の死刑執行のあり方を八世紀前半大寶令制時代に遡らせて不都合ないことと思われる。とすると、仮に梅原氏の想定のごく正三位柿本人麻呂が死刑に処せられたとするならば、石見国＝在外における執行であるから石見守ないし介の監視の下で自家において自尽するなり、隠処で絞刑に処せられるなどしたはずである。梅原氏の描写に比べると甚だ散文的となってしまうが、現実の八世紀前半における死刑執行となったら、上述の如きものでしかあり得なかつたはずである。梅原氏は人麻呂入水刑の時期を春としているが、先引五位以上条の引用を省いた部分で「従立春至秋分、不得奏決死刑」としているのであるから、より劇的な情景となるとはいえず、法律制度上あり得ないことであろう。

以上梅原氏の人麻呂＝佐留水死刑説が成立しないことを述べてきた。次に節を改め、『万葉集』巻二の人麻呂死に関係する歌をとりあげ、その終焉の前後が如何なものであったか、私見を述べてみたいと思う。

## (4)

柿本人麻呂の死に関わるとされる『万葉集』歌は、巻四に五首採られており、題詞・左注とともに示すと次の通りである。

柿本朝臣人麻呂在石見国臨死時、自傷作歌一首

②鴨山の岩根し枕けるわれをかも、知らにと妹が待ちつつあるらむ (223)

柿本朝臣人麻呂死時、妻依羅娘子作歌二首

③今日今日とわが待つ君は、石川の貝に交りてありといはずやも (224)

④直の逢ひは逢ひかつましじ、石川に雲立ち渡れ、見つしのばむ (225)

丹比真人<sub>天</sub>擬柿本朝臣人麻呂之意報歌一首

⑤荒波に寄りくる玉を枕に置き、われここにありと誰かに告げなむ (226)

或本歌曰

⑥天離かる夷の荒野に君を置きて、思ひつあれば生けるともなし (227)

右一首歌作者未詳、但古本以此歌載於此次也、

これらは通常鴨山五首と称され人麻呂終焉の歌として著名なのであるが、五番め⑥の歌については稍疑問なしとしない。④は明らかに人麻呂の死が海辺であることを示し、②～④も④と関連づけて解釈するならば、海岸の岩島ないし石川なる川の河口近辺であったことになるが、⑥は荒野に人麻呂死体が存在していたことになり、②～④と⑥の間に少なからざる相違が考えられるのである。荒野とは「ま草刈る荒野」(万葉47)などとある如く雑草のはえた荒蕪地の謂で、海辺とはそぐわないだろう。⑥の左注は『万葉集』撰者が④の歌が載っていたある古本に④の次にあった歌なので、採ってみたいという趣旨であり、万葉撰者自身が⑥を人麻呂終焉に結びつけることにためらいを感じている筆致である。⑥を人麻呂死に関係づけることが全く不可能ということではないだろうが、一応小稿では⑥を人麻呂死絡みからはずし、②～④四首を人麻呂終焉歌として考察していきたいと考える。

ところで②の題詞より人麻呂が石見国の鴨山なるところで死亡したことが確実である。鴨山について茂吉ないし梅原氏の詳細な考察があり茂吉が島根県邑智郡邑智町浜原、亀のあたりに措定し、梅原氏は益田市高津の沖あいに今は水没した鴨山が所在した、と論じている。他にも説があり、茂吉の調査によれば石見国に賀茂神社が少なく、カモないしカモ類似の地名をいくつも見出すことができるようである。諸説いづれもそれなりの論拠があるようであり、逆に否定するに足る根拠もないのが実情であり、確説とは云い難い。私見としては梅原氏の説に魅力を感じるが所詮②の歌詞からの比定であり、確説を求めることが抑々困難であろう。猶、左注の臨死という語につき、『懐風藻』大津皇子臨終一絶の臨終という語を関連してとりあげ、臨死・臨終という語は死を賜る時の用法で、左注臨死より人麻呂が死刑に処されたことが確実だとの論が中西進氏により行われ、梅原氏はか

かる中西説を依拠としている。しかし『日本書紀』神代巻にイザナギノ命<sup>9)</sup>が黄泉国から逃げ帰ってきた時のくだりに「臨死気絶之際」とみえ、天平宝字元年十月丁酉紀文室浄三薨伝に「臨終遺教」、桓武第二皇女朝原内親王関係資料に、「故二品朝原内親王臨終遺訣」とあり、ごく通常の死没の場合に臨死・臨終が使われていたことが判るのである。従って一見ポイントをついているようにみえる中西氏の主張ではあるが、失当と云わざるを得ないと考える。

⑥⑦の題詩に人麻呂妻依羅娘子なる人名がみえているが、この女性は石見国所在で、何時のことか判然としないものの、人麻呂が石見国より上京した時の別離歌のやりとりが『万葉集』巻二にみえている(131~140)。人麻呂歌は長、反歌からなり、長歌にはほぼ同趣旨の異伝が二種採られている。依羅娘子の歌は、次の如くである。

柿本朝臣人麻呂妻依羅娘子与人麻呂相別歌一首

な思ひと君は言へども逢はむ時、何時と知りてかわが恋ひずあらむ(140)

これに対する人麻呂長歌は「柿本朝臣人麻呂從石見国別妻上来時歌」という題詞をもち、異伝を含む三首ともに非常に長いので引用するわけにはいかないが、注目すべき文言として(135)に、

靡き寝し児を深海松の、深めて思へどさ寝し夜は、いくだもあらず(下略)

とみえている。歌意は、深い情愛を注いだ女子をいと申しできたが、夜を共にした日は僅かであった、という内容である。題詞に妻とあり、右引文から窺知される女子が人麻呂と同棲関係にあった妻女であることが疑いなく、かつ「さ寝し夜はいくだもあらず」という歌句からすると、長期に涉り同棲関係をもっていたとはとり難いとしてよいだろう。安定した長期に渉る夫婦関係ではない、比較的短期間のそれということである。元来人麻呂は持統朝から文武四年にかけて頻りに皇子らの挽歌を作りまた天皇、皇族に扈從し吉野その他へ出かけているのだから、藤原京の内外に生活の本拠を置いていたと

考えられる。その後晩年に石見国へ行き、短い間ではあるが依羅娘子と夫婦関係を結んだということになろう。私は人麻呂が一介の旅行者ないし使人として石見国へ出かけたのであるならば、現地において婦人を妻とし同棲関係を作るようなことはないと考える。ある期間現地に滞在するような場合に妻が求められるのではなからうか。妻を必要とする程現地に滞在する存在ということになれば、考えられるのは赴任国司である。天平十六年十月十四日勅では次の様な指示を行っている。

勅、比年国司多娶所部女子為妻妾、自今以後、悉皆禁断、国雖隔越不得輒娶、若嫁与郡司者解却見任、百姓者准解見任罪論之、但家妻聽自將去、

赴任した国司が所部の女子を妻妾とすることが多く、不都合を生じているので、禁断するという内容である。国司が現地妻を持つことの流行の程を推知せしめるが、私は柿本人麻呂の依羅娘子との結婚も右引官符にみる部内女子の嫁娶とみて誤ないことと考える。かく考えることから私は、大宝以降のある時点で人麻呂は石見国司として現地へ赴任していた、と推測して大過ないことと思うのである。

人麻呂の別離長歌131には、

里は放りぬいや高に、山も越え来ぬ、夏草の思ひ萎えて偲ふらむ、妹が門見む、靡けこの山

とみえ、依羅娘子の家について「門見む」とあることからすれば、かなり立派な門壁を伴った郡司豪民の家屋が想像され、娘子を郡司富豪層出身の女子とみることができるとも知れない。妻との別離は誰にとっても悲しいものだろうが、人麻呂長歌は甚だ情熱的な詩句に満ちており、長年寄りそった妻との別れとすると少なからず異和感を与えらると思う。既引した「さ寝し夜は……」にしても「妹が門見む靡けこの山」という表現にしても通常の夫婦の別れとは言い難い状況を推測させる。依羅娘子の歌(140)もかなり情熱的な歌と云うべきだろう。別離に当りこの様な情をこめた歌が作られているのは通常の夫婦関係でなく、赴任国司と現地妻との別

れを想定すれば、理解し易いのではなからうか。

人麻呂上京の理由について、131～140の『万葉集』歌は何も語っておらず、よく判らないのであるが、賀茂真淵は、

石見に任て、任の間に上れるは朝集使税帳使などにてかりに上りしもの也、(中略)即石見へ帰りてかしこにて身まかりたる也、

と述べ、国司が在任中勤務する四度使の一に任命されて上京したと考え、同様の考えは茂吉の採るところとなっている。根拠ある推定とは云い難いものの、十分あり得たことであろう。『万葉集』卷廿に「上総国朝集使大掾大原真人今城、向京之時郡司妻女等餞之歌二首」として、次の歌がとられている。

足柄の八重山越えていましなば、誰をか君と見つつ思はむ (4440)

立ちしなふ君が姿を忘れずは、世の限りにや恋渡りなむ (4441)

両歌ともに今城をしたう恋歌であり、郡司の妻女が作ったとなると穏かといえず、実質的には別離の宴席で歌われた戯歌なのであろうが、依羅娘子の作った歌(140)に通じる情趣をもっていると云ってよいだろう。上総郡司妻女の作った向京国司を見送る歌が右引二首なのだから、依羅娘子の作った別離歌が向京国司との別れの場で歌われたみる所見にとり支証となると考える。恐らく真淵が推測した如く人麻呂は、朝集使や税帳使のような任に就き現地妻たる依羅娘子と別れ上京し、その後再び任国石見へ戻ったのであろう。そして石見帰国後鴨山で死亡し、それに関係し先引㉑～㉒の四首が『万葉集』に採られているのである。

結局人麻呂の死は㉑～㉒から推測する以外に解明のための手段を欠くのであるが、㉑から人麻呂が鴨山なる山の岩根近くで死亡し、かつその死を妻が知らないでいることが導かれ、㉒㉓から石川なる川の中に死体が所在し、貝とまじっている状態であったことが知られ、㉑から荒い波の打ちよせる海岸に死体が放置され、「われここにありと誰か告げなむ」、自分(人麻呂)の死体がここにあるということを家郷の者

に告げてくれるものが誰もいない、という状況であることを示している。岩根—石川—貝—荒波が対になっていることから、海岸で川口に位置しかつ岩島・岩山のある如き地形が想像され、日本海岸でいえば九頭竜川口ないし東尋坊あたりのような地形となろう。東尋坊は雄大で余りに著名であるが、この様な地形は日本の海岸部に少しも珍しくないと云ってよく、石見国の海岸部でも随所に見出される。海岸が沈降している場所に屢々見られる地形である。人麻呂は海岸の岩根で打ちよせる玉を枕にし貝殻とまじり妻も知らず告知する手だてが無いというのであるから、謂ば死体が海岸で行方不明の状態になっていると云ってよからう。即ち人麻呂は叙上の地形の石見国海岸で死亡し、死体が見つからないままになっていた、と推定されるのである。猶、石川の貝についてカヒを谷と解釈し、山狭の謂ととる説があるが、㉑が海岸を明示していることから石川のカヒは海岸の貝としか解せないと思う。山狭では辻褃が合わない。海岸における死体行方不明の死ということになれば、水難による死であり、まずは海岸を舟で航行中ないし舟遊び中沈船等による事故が考えられる。岩根・寄り来る玉という語からイメージされる海岸は好景色のそれと思われ、舟遊び中の水難が相応しいように思われる。

万葉時代の人たちが舟遊びを好んだことは、越中守時代の伴家持の歌日記を称される『万葉集』卷十七～十九の歌により知られる。一例を天平二十年三月に橘諸兄家使田辺史福麻呂が来越した時の奈呉の海(富山県新湊市)での歓待の場合にとると、家持は福麻呂・国司下僚らとともに遊行女をひきつれ舟をこぎまわし、楽しんでる。その間の歌が『万葉集』卷十八にとられているのだが、二、三を紹介すると、家持は、

乎敷の崎漕ぎたもとほ徘徊終日に、見とも飽くべき浦にあらなくに (4037)

福麻呂は、

神さぶる垂姫の崎漕ぎめぐり、見れども飽かずいかにわれせむ (4046)

遊行女土師は、

垂姫の浦を漕ぎつつ今日の日は、楽しく遊  
べ言ひ継ぎにせむ (4047)

と歌っている。遊覧の場が限られていた古代においては景色のよい海岸は、かっこうの遊び場だったのである。石見国の国司として赴任中の人麻呂も海岸で舟遊びをすることがあり、その間水難にありという様な事態は十分に考えられることである。『万葉集』巻二、220の人麻呂が讃岐狭岑島の石中死者を見て作った長歌の中に、

中の水門ゆ船浮けて、わが漕ぎくれば時つ  
風雲居に吹くに、沖見れば、とみ波立ち辺  
見れば白波さわぐ、鯨魚とり海を恐み、行  
く船の梶引きおりて、そちこちの、島々多  
けど名くはし、狭岑の島の荒磯面に、いほ  
りてみれば (下略)

とあり、恐らく水門から静かな海面へ舟出したところ急に風が怪しくなり、難を避けるため狭岑島に上陸し仮の避難所を作ったという歌意が歌われている。上引歌の人麻呂の舟行が遊びなのか旅行の途中のことなのか判然としないが、穏やかな海が急に荒れ模様になることを示している。石見国で舟遊びをしている間、海の状態が悪くなり遭難するということはあり得ることであろう。勿論、人麻呂の石見における舟行を遊びとせず、旅行の間のこととみることでも可能である。因みに越中守大伴家持は諸郡巡行の間能登郡香島津から熊来村へ船立ちしており、海岸線を有する諸国で舟運は盛んに利用されていた。遊びとしての舟漕ぎなのか羈旅としてのそれか判らないが、人麻呂は石見の海鳴山の近くで遭難し、死体は行方不明となり、鴨山の岩根ないしよせくる玉を枕にし、石川河口の貝にまじっている状態だと思われていたのである。猶、水難となれば多分に突発的な事件であり、③の如き臨死の時の歌が伝わるのは不可解であるとの疑問が出されるかも知れないが、救助されたものが伝えたというケースを考えてもよいし、死去した人麻呂周辺部から人麻呂作歌として作出された歌とみることができのではなからうか。④の歌は丹比真人が人麻呂にかわりその意に擬えて作った歌であるが、余人が人麻呂

のかわりに辞世歌を作るというのも不思議といえれば不思議なことで、人麻呂が辞世の歌を残せないような状況下で死没したことを示唆していると考えることが可能である。人麻呂ならば臨死の時この様な自傷作を作ったであろうと思う人たちの間で、④の歌が作られた可能性が大きいと考えるのである。

以上私は人麻呂の死を水難事故によると推考してきたが、先に述べた如く茂吉は病死説を述べていた。尋常な病死であるならば、死体が行方不明の様な状況になることは考え難いから、③～④のような歌が作られることは無かったはずである。養老喪葬令三位以上条には、

凡三位以上及別祖氏宗、並得營墓、以外不合、雖得營墓、若欲大藏者聽、

とあり、大宝令文もほぼ同文である。『令集解』古記に「以外不合、謂諸王諸臣四位以下、皆不得營墓、今行事濫作耳」とあるから、大宝令文でも三位以上のみに造墓を許し、四位以下は作れなかったことが判る。人麻呂はこれまでの考察から六位以下の雑任国司であったから、造墓は許されなかったはずであるが、「今行事濫リニ作ルノミ」とする古記文からすれば、大宝令制下の下級国司人麻呂も病死ならば墓を作ったことと思う。墓について養老喪葬令立碑条に、

凡墓皆立碑、記具官位姓名之墓、

と規定され、これまた集解古記から大宝令文も同様であったと考えられるので、官人の墓となれば官姓名を記した碑が立てられることになっていたから、「石川の貝にまじりて」という様なことにはならなかったであろう。

梅原氏の如く、更に刑死の場合であるならば、養老獄令囚死条に、

凡囚死无親戚者、皆於閑地權埋、立勝於上記其姓名、告知本郷、即流移人在路、及流徒在役死者准此、

とあり、大宝令文も余り徑庭があったとは思われないので、和銅の頃に亡くなった人麻呂も、親族に死体が渡されるなり、勝をたて権埋した上で本郷に伝えられることになっていたことと思われるので、死体が行方不明になるようなことは無かったはずである。従って梅原氏説は先

述した批判とは別に獄令囚死状との関係からも、成立しないことと思われるのである。

以上三節に分かち柿本人麻呂の身分、死没時に触れ、終焉が具体的にどのようなものであったか推考してきた。史料的制約から推測が非常に多くなってしまったが、人麻呂死亡時の現行法たる大宝令文を念頭において考察すると、小論で展開した如き理解になると考える。

#### 注

- (1)『教科教育研究』23, 24号所収。
- (2)賀茂真淵『万葉考』。以下、真淵の所説に触れる時は、この論稿による。
- (3)斎藤茂吉『柿本人麻呂』。以下、茂吉の所説に触れる時は、この著書による。
- (4)梅原猛『水底の歌』。以下、梅原氏の所説に触れる時は、この著書による。
- (5)契沖『万葉匠代記』。
- (6)『日本古代人名辞典』。また岸俊男『日本古代籍帳の研究』「十二支と人名」参照。
- (7)利光三津夫「大宝律令と『古答』について」(『日本上古史研究』4所収)。
- (8)斎藤茂吉前掲書。
- (9)梅原猛・中西進・阿蘇瑞枝『「万葉集」の世界』。
- (10)『平安遺文』45号。